

様式第 1（第 4 条関係）

自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

今回、一般競争入札に付した下記の貸付物件に係る市有財産有償貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな貸付契約が、四日市市と同じ借受人との間で締結される場合は、貸付物件を明け渡す必要はありません。

記

- 1 入 札 日 令和 7 年 2 月 28 日
- 2 貸付物件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付け

物件 番号	区分	財産名称	所在地	設置場所	設置 台数	貸付 面積
1	土地	桜運動施設	四日市市桜町 6900 番地	管理棟横 屋外	1	1.70 m ²
2	建物	橋北交流会館	四日市市東新町 26-32	体育館西玄関外	1	1.70 m ²